

所得金額の確認

昨年一年間（1～12月）の所得の種類は？

給与収入のみ

年金収入のみ

営業、農業などの事業所得がある

給与と年金など、複数の所得があった

事業所得があり、専従者控除がある

通常の所得のほかに、譲渡所得などの分離申告を行った

収入がなかった

【源泉徴収票】
※見本①
をご用意ください。

【公的年金等の源泉徴収票】
※見本②
をご用意ください。

【確定申告書】※見本③
または
【市民税県民税申告書控】※見本④
をご用意ください。

所得資料を準備いただく必要はありませんが、
・どなたかの扶養として申告済みである
・無収入の申告を行っている
のいずれかであるかどうかご確認ください。

確定申告書の控えなど、前年の収入・所得がわかるものをご用意いただいた上、窓口までお問い合わせいただくか、来庁いただくことをおすすめします。
担当：盛岡市市民部健康保険課受付賦課係
所在地：盛岡市内丸12-2 盛岡市役所別館1階

注1：退職所得は国保税の計算上、原則非課税収入となるため、前年の所得には含まれません。

見本②【公的年金等の源泉徴収票】

年金所得のある方は、所得を概算する必要があります。

公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の部分を下の表の【合計収入金額】へ記入し、所得金額をお調べください。

複数の公的年金がある場合は、すべての公的年金収入の合計額を記入してください。

○令和8年1月1日時点のご年齢に応じて使用する表を選択し、源泉徴収票の年金収入合計額を当てはまる範囲内の収入額に記入してください。

【65歳未満の方】

公的年金収入の合計の範囲	お客様の公的年金の合計収入金額	所得計算式	年金所得金額
～1,299,999円		－600,000円 =	
1,300,000円～		×0.75－275,000円 =	
4,100,000円～		×0.85－685,000円 =	
7,700,000円～		×0.95－1,455,000円 =	
10,000,000円～		－1,955,000円 =	

【65歳以上の方】

公的年金収入の合計の範囲	お客様の公的年金の合計収入金額	所得計算式	年金所得金額
～3,299,999円		－1,100,000円 =	
3,300,000円～		×0.75－275,000円 =	
4,100,000円～		×0.85－685,000円 =	
7,700,000円～		×0.95－1,455,000円 =	
10,000,000円～		－1,955,000円 =	

下図の○部分が所得金額となります。

見本③ 【確定申告書】

納税地		個人番号		生年月日	
〒		[マイナンバー]		[生年月日]	
現在の住所又は居所事業所等		フリガナ		氏名	
令和1年1月1日現在の住所		職業		世帯主の氏名	
振替継続希望		種類		整理番号	
青色		分離		国出	
損失		修正		特示	
特示		整理番号		電話番号	
自宅・勤務先・携帯		電話番号		電話番号	

収入金額等		所得金額等		税		計		算		そ	
事業	営業等	①	①	課税される所得金額	③①	000					
事業	農業	②	②	上の③に対する税額	③②						
不動産	配当	③	③	配当控除	③③						
給与	給与	④	④	配当控除	③④	00					
公的年金等	公的年金等	⑤	⑤	政党等寄附金等特別控除	③⑤						
業務	業務	⑥	⑥	住宅耐震改修特別控除等	③⑥						
その他	その他	⑦	⑦	差引所得税額	④①						
総合譲渡	短期	⑧	⑧	災害減免額	④②						
総合譲渡	長期	⑨	⑨	再差引所得税額(基準所得税額)	④③						
一時	一時	⑩	⑩	復興特別所得税額	④④						
事業	営業等	⑪	⑪	所得税及び復興特別所得税の額	④⑤						
事業	農業	⑫	⑫	外国税額控除等	④⑥						
不動産	不動産	⑬	⑬	源泉徴収税額	④⑧						
配当	配当	⑭	⑭	申告納税額	④⑨						
給与	給与	⑮	⑮	予定納税額	⑤①						
公的年金等	公的年金等	⑯	⑯	第3期分の納める税金の税額	⑤②	00					
業務	業務	⑰	⑰	修正前の第3期分の税額	⑤③						
その他	その他	⑱	⑱	第3期分の税額の増加額	⑤④	00					
⑰から⑱までの計	⑰から⑱までの計	⑲	⑲	公的年金等以外の合計所得金額	⑤⑤						
総合譲渡・一時	総合譲渡・一時	⑳	⑳	配偶者の合計所得金額	⑤⑥						
合計	合計	㉑	㉑	専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑦						
⑩から㉑までの計+㉒	⑩から㉑までの計+㉒	㉒	㉒	青色申告特別控除額	⑤⑧						
社会保険料控除	社会保険料控除	㉓	㉓								

第一表 (令和四年分以降用)

④④・④⑤・④⑥・⑤①又は⑤②の記入をお忘れなく。

納管
事業
住民

